

7-6 土壤汚染

7-6-1 現況

(1) 調査概要

本事業の実施による造成等の工事に伴い、事業計画地内に土壤汚染があった場合には周辺への影響が生じる可能性があることから、その影響を検討するため、地歴の状況に関する調査を実施した。

土壤汚染の現地調査の概要については、表7-6-1に示すとおりである。

表7-6-1 土壤汚染の現地調査の概要

項目	内容
調査項目	地歴の状況
調査地域	事業計画地
調査時期	地歴を把握するために必要な情報を適切かつ効果的に把握することができる期間
調査方法	過去の航空写真、土地登記簿、土地所有者へのヒアリング等の情報を収集整理

(2) 調査結果

① 地歴の状況

事業計画地の土地利用履歴については、表7-6-2に示すとおりである。

現在、事業計画地は雑種地となっており、空地又は駐車場として利用されている。

表7-6-2 事業計画地の土地利用履歴

年代	土地の利用方法	地目
大正 11 年頃 ～ 昭和 41 年頃	田畑	田
昭和 41 年頃 ～ 昭和 45 年頃	空地・田畑	田 宅地
昭和 45 年頃 ～ 昭和 47 年頃	空地	宅地 畑
昭和 47 年頃 ～ 令和 2 年頃	空地・倉庫・資材置場 ^{注1)} ・駐車場	畑 雑種地
令和 2 年頃 ～ 現在	空地・駐車場	雑種地

注1) 建築用資材の倉庫・資材置場として利用しており、管理有害物質の使用等はなかった。

注2) 対象地において、特定有害物質使用特定施設等はなかった。

注3) 事業計画地及びその周辺に廃棄物が地下にある土地の区域の指定はないことを確認した。

注4) 事業計画地及びその周辺において自然由来汚染、水面埋立て土砂由来汚染及び盛土等に関する情報はなかったことを確認した。

注5) 事業計画地においては、焼却炉等の施設はこれまでになかったことを確認した。

②土壌汚染の状況

土地の利用履歴等調査の結果、事業計画地は管理有害物質による土壌汚染のおそれはないものと判断される。

③地形及び地質の状況

地形及び地質の状況については、「第4章地域の概況 4-3 自然環境 4-3-2 地象」(p129～p130 参照)に示したとおりである。

④土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく区域の指定の確認

事業計画地周辺の区域の指定状況については、表7-6-3及び図7-6-1に示すとおりである。

事業計画地周辺は、東側には恩智川が位置し、他は工場が配置する工業地域である。また、道路を挟んだ北西側に東大阪都市清掃施設組合の焼却施設工場が位置している。

東大阪都市清掃施設組合の焼却施設工場については、平成17年度より老朽化したごみ焼却場の建替え計画が進められ、平成21年度に新工場建設予定地の土壌の自主調査を実施した結果、一部でダイオキシン類と重金属類について基準値を上回る土壌及び地下水が確認された。そこで、「新工場建設に伴う土壌・地下水汚染対策検討委員会」が組織され、対策及び措置等を含め技術的な見地から審議等を行い、措置工事中の状況も確認され、平成29年3月に措置工事及び新工場建設工事が完了した状況である。

なお、これまでの委員会において、周辺住民の安全・安心の確保と人への健康被害防止及び環境保全に万全を期することと共に、汚染土壌の拡散リスクの防止を念頭に、新工場の建設を見据えた上で安全かつ効率的な措置計画の立案を目的とし、以下の検討、審議、提言及び確認を行っている。

- ・概況調査、詳細調査、敷地境界周辺の地下水モニタリング調査結果の確認
- ・敷地外への地下水汚染がないことの確認
- ・措置基本方針の確認及び措置計画(案)の検討及び審議、ダイオキシン類の基準超過地下水の処理方法(浄化方法、処理後の管理指標の設定)の検討、措置工事中の大雨への対策指示
- ・ダイオキシン類基準不適合地下水及び土壌の措置完了の確認、重金属類不適合土壌の措置完了の確認(残置場所の確認も含む)、残置する場合に対する措置

また、今後の留意事項として、新工場敷地内には、一部の敷地境界付近や深層部に建築工事で除去・処分されなかった重金属類土壌基準不適合土壌を残置しており、土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域として当初指定された同じ区画が引き続き指定されている。

表 7-6-3 事業計画地周辺の区域の指定状況

指定年月日	指定番号	形質変更時要届出区域の所在地(地番)	形質変更時要届出区域の面積(m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質
平成 23 年 4 月 28 日	指-3 号	東大阪市水走四丁目 6 番 1 の一部	5284.15	【含有量基準】 鉛及びその化合物 【溶出量基準】 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物

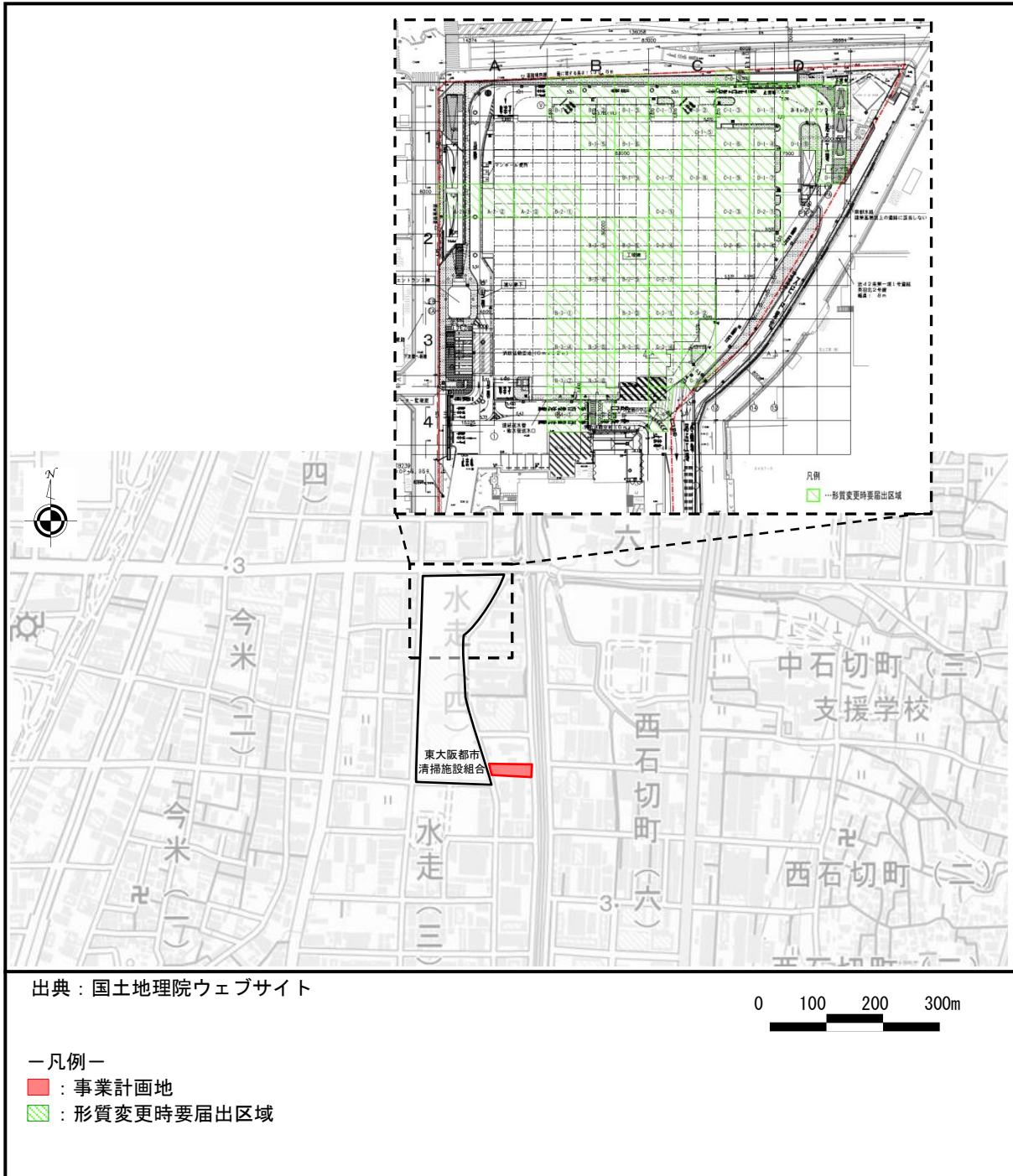


図 7-6-1 事業計画地周辺の区域の指定状況

7-6-2 予測

(1) 予測概要

施設の建設に伴う土壌汚染の影響予測は、事業計画の内容と事業計画地の土地利用履歴の調査結果をもとに定性的に行った。

施設の建設に伴う土壌汚染の予測概要は、表 7-6-4 に示すとおりである。

表 7-6-4 施設の建設に伴う土壌汚染の予測概要

項目	内容
予測項目	施設の建設に伴う土壌汚染
予測事項	土壌の移動による影響
予測方法	現況調査の結果及び環境保全対策の内容から影響の程度を定性的に予測
予測地域	事業計画地
予測時期	工事期間中

(2) 予測結果

事業計画地では、管理有害物質による土壌汚染のおそれはないものと判断され、周辺からの土壌汚染の影響もないと考えられることから、造成工事、基礎工事等に伴う土壌の移動による土壌汚染の環境影響はないものと予測される。

7-6-3 評価

(1) 評価方法

土壌汚染の予測結果の評価は、表 7-6-5 に示す評価の指針に照らして行った。

表 7-6-5 評価の指針(土壌)

項目	評価の指針
土壌汚染	①環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮されていること。 ②環境基準並びに環境基本計画及び大阪府環境総合計画等、国、大阪府及び東大阪市が定める環境に関する計画又は方針に定める目標の達成と維持に支障を及ぼさないこと。 ③土壌汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準に適合すること。

(2) 評価結果

施設の建設に伴う土壌汚染の環境への影響はないものと予測された。

また、本事業による土壌汚染の影響を低減するための環境保全対策として、以下に示す対策を講じる計画であることから、環境への影響を最小限にとどめるよう環境保全について配慮していると評価する。

〔環境保全対策〕

- ・工事の実施に伴い、汚染土壌が確認された場合は、「汚染土壌の運搬に関するガイドライン(改訂第 4.2 版)」(令和 6 年 4 月)第 6 章「法対象外の基準不適合土壌の適正な運搬・処理について」に基づき、適正な対応を講じる。
- ・事業計画地外へ土砂を搬出する場合は、関係法令を遵守し、適正に処理・処分を行う。

以上のことから、施設の建設に伴う土壌汚染の影響は、評価の指針を満足すると考える。